

日本マスタートラスト信託銀行のお客さま本位の取り組み

三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（以下 MUFG）は、お客さま本位の取り組みの徹底を図るため、グループ共通の指針となる「[MUFG フィデューシャリー・デューティー基本方針](#)（以下、MUFG FD 基本方針）」を策定・公表しています（※）。日本マスタートラスト信託銀行は、金融庁が 2017 年 3 月に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、「MUFG FD 基本方針」に基づきお客さま本位の取り組みを更に向上させてまいります。

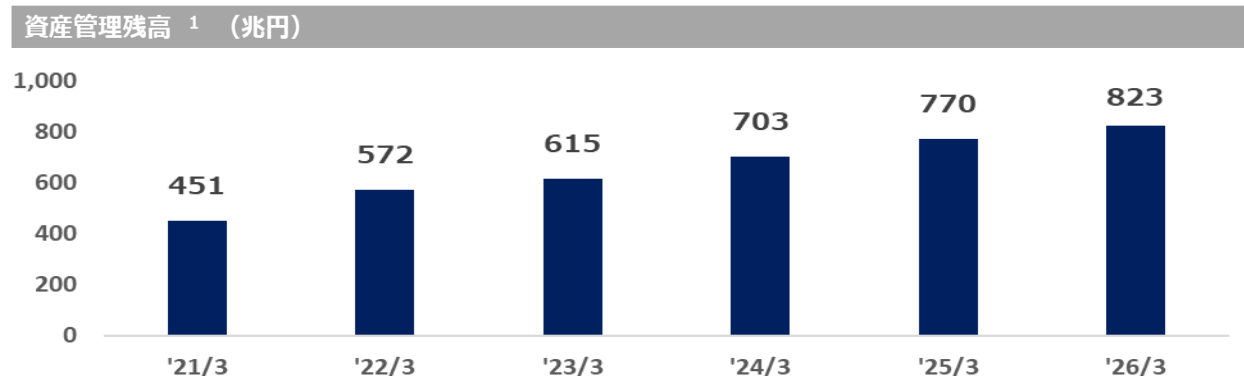
（※） URL : <https://www.mufg.jp/profile/governance/fd/>

I. 取り組み方針、取り組み状況

商品・サービスの更なる向上に向けた取り組みをはじめ、お客さま本位の姿勢の定着度合いを定期的に公表していくとともに、随時見直してまいります。

◆信頼の成果としての実績

- ・資産管理残高は、年金信託、証券信託およびカストディの増加を主因に、増加傾向を維持しております。



* 1.年金信託、投資信託等の信託財産残高に加え、カストディ等事務委任を受けている財産の残高を含む

基本方針 1.お客さま本位の徹底 【原則 2】

- ・研修等を通じて、役職員に対して「企業活動における倫理基準」、「MUFG FD 基本方針」に基づく判断・行動の徹底を図っています。また、アンケートなどにより頂戴したお客さまの声を踏まえた各種施策を実施することで、お客さまの満足度向上に取り組んでまいります。

○取り組み状況（2026年3月末時点）

- ・お客さま本位の取り組みを企業文化として浸透させるため、役職員に対して定期的な研修を行っております。また、フィデューシャリー・デューティーに資する取り組みを表彰する制度を設けております。
- ・アンケートなどにより頂戴したお客さまの声は、サービス向上に活用し、その取り組み状況を MTBJ セミナーなどでお客さまに報告しております。

基本方針 6.(1)資産運用を支える資産管理総合サービスの品質向上 【原則 2】

- ・お客さまの信頼と信用を旨とし、国内はもとよりグローバルにお客さまの多様なニーズに対し、的確かつ迅速にお応えします。
- ・資産管理業務における新分野の開拓と新技術の開発に積極的に取り組み、お客さまに最高品質の資産管理総合サービスを効率的にご提供します。
- ・MUFG グループの海外拠点ネットワークに加え、多様な海外カスタディアンも活用し、お客さまのグローバルかつ多様な投資ニーズに応えられる資産管理総合サービスをご提供します。

○取り組み状況（2026年3月末時点）

- ・国内籍投資信託において、基準価額算出等の業務を受託銀行が単独で担う仕組み（以下、一者計算）を開発し、2020年2月からこの運用を開始いたしました。一者計算の更なる普及を目指す等、投信委託会社（運用会社）がより運用に集中できる枠組みの構築やサービスの拡充に取り組んでいます。
- ・未上場株式に直接投資する本邦初の国内籍公募投資信託の受託を2024年12月から開始いたしました。
- ・海外カストディアンに対して、「海外カストディアン管理要領」に則り、定量・定性両面での評価を行っております。また、評価結果と改善要望事項を各カストディアンと共有し、サービスレベル向上に努めております。

基本方針 6.(2)資産管理に関する幅広い情報の提供 【原則 6】

- ・資産管理に関する各国の法規制（含む税制）の調査・管理を行うとともに、お客さまの効率的な資産運用をサポートするため、お客さまに対する影響も踏まえこれらの市場情報を幅広く、タイムリーにご提供します。

○取り組み状況（2026年3月末時点）

- ・「MTBJ Newsletter」として、各国の証券取引決済および為替規制、税制変更などを日々配信しております。

基本方針 8.快適かつ安心・安全にお取引いただける態勢の整備 【原則 6】

- ・世界的な評価を得ている最先端のシステムを導入し、各種デリバティブ取引への対応をはじめ時価評価・リスク管理情報の提供や、オンデマンド情報開示等、最新のテクノロジーを活用した資産管理総合サービスをご提供します。

○取り組み状況（2026年3月末時点）

- ・お客様のニーズに応じ 2023 年以降 CLS（Continuous Linked Settlement）決済の取扱を大幅に拡大、外国為替取引における決済リスク排除に注力しています。

基本方針 9.プロフェッショナリズムの発揮 【原則 2】

- ・真にお客さまに選ばれる資産管理総合サービスを提供するために、役職員が専門性を高め、その能力を発揮することができる機会と職場を提供し、役職員の一人ひとりがマーケットで評価されるプロフェッショナルに成長することをめざしています。

○取り組み状況（2026年3月末時点）

- ・計画的な OJT、階層別研修やジョブローテーションなどによるスキルアップ、IT 人材育成を目的とした専用プログラムの稼働などを通じて、お客さまへの付加価値提供を实践できる人材と管理者の育成に取り組んでおります。

※上記「基本方針 1,6,8,9」は「MUFG FD 基本方針」の各項目「1～9」に対応しております。

※【原則●】は、金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024 年 9 月改訂）との対応を示しております。

Ⅱ. 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と「当社取り組み方針」の対応関係

金融庁が公表し当社が採択する「顧客本位の業務運営に関する原則」と、MUFG グループ共通の指針である「MUFG FD 基本方針」に基づく当社の「お客さま本位の業務運営」の対応関係は、以下の通りです。

金融庁原則	実施状況	取り組み方針における該当箇所
【顧客の最善の利益の追求】		
原則 2	実施	1.お客さま本位の徹底 6.(1)資産運用を支える資産管理総合サービスの品質向上 9.プロフェッショナリズムの発揮
(注)	実施	1.お客さま本位の徹底 6.(1)資産運用を支える資産管理総合サービスの品質向上 9.プロフェッショナリズムの発揮
【利益相反の適切な管理】		
原則 3	実施	「MUFG FD 基本方針」4.多様なニーズにお応えする商品ラインアップの整備(2)お客さまの資産形成に資する商品選定および販売手続き等の整備
(注)	非該当	該当なし（金融商品の販売・推奨等を行っておりません）

金融庁原則	実施状況	取り組み方針における該当箇所
【手数料等の明確化】		
原則 4	実施	「MUFG FD 基本方針」3.お客さま本位の情報提供およびコンサルティングの実践(3)お客さまの投資判断に資する手数料等の透明性向上
【重要な情報の分かりやすい提供】		
原則 5	実施	「MUFG FD 基本方針」3.お客さま本位の情報提供およびコンサルティングの実践(2)お客さまの理解度に応じたきめ細かい情報提供
(注 1)	実施	「MUFG FD 基本方針」3.お客さま本位の情報提供およびコンサルティングの実践(2)お客さまの理解度に応じたきめ細かい情報提供
(注 2)	非該当	該当なし（パッケージ販売・推奨を行っておりません）
(注 3)	実施	「MUFG FD 基本方針」3.お客さま本位の情報提供およびコンサルティングの実践(2)お客さまの理解度に応じたきめ細かい情報提供
(注 4)	実施	「MUFG FD 基本方針」3.お客さま本位の情報提供およびコンサルティングの実践(2)お客さまの理解度に応じたきめ細かい情報提供
(注 5)	実施	「MUFG FD 基本方針」3.お客さま本位の情報提供およびコンサルティングの実践(2)お客さまの理解度に応じたきめ細かい情報提供

金融庁原則	実施状況	取り組み方針における該当箇所
【顧客にふさわしいサービスの提供】		
原則 6	実施	6.(2)資産管理に関する幅広い情報の提供 8.快適かつ安心・安全にお取引いただける体制の整備
(注 1)	実施	6.(2)資産管理に関する幅広い情報の提供 8.快適かつ安心・安全にお取引いただける体制の整備
(注 2)	非該当	該当なし（パッケージ販売・推奨を行っていません）
(注 3)	非該当	該当なし（金融商品の組成を行っていません）
(注 4)	非該当	該当なし（金融商品の販売・推奨等を行っていません）
(注 5)	実施	6.(2)資産管理に関する幅広い情報の提供 8.快適かつ安心・安全にお取引いただける体制の整備
(注 6)	非該当	該当なし（金融商品の販売を行っていません）
(注 7)	非該当	該当なし（金融商品の販売を行っていません）
【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】		
原則 7	実施	「MUFG FD基本方針」3.お客さま本位の情報提供およびコンサルティングの実践(4)お客さま本位の取組みに適合した業績評価体系の整備
(注)	実施	「MUFG FD基本方針」3.お客さま本位の情報提供およびコンサルティングの実践(4)お客さま本位の取組みに適合した業績評価体系の整備

金融庁原則	実施状況	取り組み方針における該当箇所
【プロダクトガバナンスに関する補充原則】		
補充原則 1.	非該当	該当なし（金融商品の組成・販売を行っていません）
補充原則 2.	非該当	該当なし（金融商品の組成・販売を行っていません）
(注 1)	非該当	該当なし（金融商品の組成・販売を行っていません）
(注 2)	非該当	該当なし（金融商品の組成・販売を行っていません）
補充原則 3.	非該当	該当なし（金融商品の組成・販売を行っていません）
(注 1)	非該当	該当なし（金融商品の組成・販売を行っていません）
(注 2)	非該当	該当なし（金融商品の組成・販売を行っていません）
(注 3)	非該当	該当なし（金融商品の組成・販売を行っていません）
補充原則 4.	非該当	該当なし（金融商品の組成・販売を行っていません）
(注 1)	非該当	該当なし（金融商品の組成・販売を行っていません）
(注 2)	非該当	該当なし（金融商品の組成・販売を行っていません）
(注 3)	非該当	該当なし（金融商品の組成・販売を行っていません）
補充原則 5.	非該当	該当なし（金融商品の組成・販売を行っていません）
(注 1)	非該当	該当なし（金融商品の組成・販売を行っていません）
(注 2)	非該当	該当なし（金融商品の組成・販売を行っていません）

以 上